

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症への対策は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、市民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐり状況を的確に把握し、この難局を乗り越えることができるように、関係機関が連携・協力して対策を進める必要がある。狛江市として次の取組みを迅速かつ適切に行う。

| 基本項目 | 取組みの方向性 | 担当・取組み内容 |
|----------------|--|--|
| <p>情報提供・共有</p> | <p>(1) 情報提供手段</p> <p>市内における感染状況、予防方法及び発生段階に応じた医療機関の受診方法等について市民に対し迅速に情報提供する。外国人、障がい者等、情報が届きにくいと考えられる人にも配慮し、市報や市HP等をはじめとして多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。</p> | <p>【秘書広報室】 情報を収集し、広報こまえ、市ホームページ、ツイッター、フェイスブックで周知する。</p> <p>【安心安全課】 安心安全情報メール配信</p> <p>【高齢障がい課】 1 啓発ピラの作成及び事業者への配布（障がい者支援係） 2 事業参加確定者への個別連絡（高齢者支援係） 3 包括支援センター、ケアマネ連絡会との個別連絡（高齢者支援係）</p> |
| | <p>(2) 情報収集体制の整備</p> <p>国及び都が発信する情報の入手に努め、庁内で情報共有を図ることとする。収集した情報については、保健所との連携の下、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。</p> | <p>【安心安全課】 都総合防災部からの情報を市対策本部へ伝達</p> <p>【職員課】 職員の健康管理に関する情報等の提供</p> <p>【高齢障がい課】 1 介護保険施設等に国及び都が発信する情報をメールで提供（介護保険係） 2 事業所の対応に関する情報について情報提供を行う。（障がい者支援係）</p> <p>【健康推進課】 1 対策本部を設置し、庁内での情報共有及び市民への情報提供を行う。 2 事務局本部の体制について、執務室の設置及び他部署から職員を任命する。</p> |
| | <p>(3) 医療機関との情報共有</p> <p>狛江市医師会のほか、都と連携し二次保健医療圏における協議会へ参加する等、情報の共有に努める。</p> | <p>【健康推進課】 都の会議等に積極的に参加し、対策本部等で報告する。</p> |
| | <p>(4) 市民相談</p> <p>都と連動し、市においても都が設置する相談センター等を案内する。都内感染期には問い合わせが集中するため、国等が作成する質疑応答集等を活用し、市においても一般的な問い合わせに対応する。</p> | <p>【福祉政策課】 住まい探しの相談窓口については受託事業者と調整を行い、電話による相談を実施</p> <p>【健康推進課】 健康相談について保健師等が相談対応を行う。</p> <p>【高齢障がい課】 包括支援センターの相談体制の電話相談への振替</p> |
| <p>感染拡大防止</p> | <p>(1) 個人対策の啓発</p> <p>・手洗い、うがい、マスクの着用のほか、不要不急の外出の自粛等について、市報や市HP等により協力を呼びかける。 ・不要不急の外出自粛、特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出自粛の呼びかけ ・事業者に対しては、営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限を呼びかけ</p> | <p>【健康推進課】 手指消毒、うがい、マスクの着用を案内</p> <p>【秘書広報室】 広報こまえ、市ホームページ、ツイッター、フェイスブックで周知する。</p> <p>【安心安全課】 防災行政無線、安心安全情報メール、広報車・消防ポンプ車による呼びかけを行う。</p> |
| | <p>(2) 施設における感染防止対策</p> <p>施設管理者は、利用者層、利用者数等の施設の利用状況に応じた感染拡大防止策を取ることが求められる。</p> | <p>【総務課】 1 庁舎利用者に対する感染防止に関する啓発チラシ掲示 2 アルコール消毒液等の準備及び適切な配置 3 カウンター等の消毒実施</p> <p>【職員課】 検温・抗原検査の実施</p> <p>【地域活性課】 各施設利用者へのマスク着用・手指消毒の徹底・3密を避ける啓発・指示・利用登録者の把握・記録</p> <p>【学校教育課】 1 消毒液の確保・配布 2 マスクの確保・配布</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>3 感染防止対策の学校への情報提供・指示</p> <p>【指導室】</p> <p>1 児童及び生徒、保護者対応の情報提供・指示</p> <p>2 学校運営に係る感染防止措置の情報提供・指示（部活、宿泊学習、校外学習等の中止等）</p> <p>【教育支援課】</p> <p>1 教育支援センター利用者へのマスク着用・手指消毒の徹底</p> <p>2 3密を避ける事業運営及び3密を避けるよう利用者への啓発・指示</p> <p>3 利用者の把握・記録</p> <p>【社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>1 施設利用者へのマスク着用・手指消毒の徹底</p> <p>2 3密を避ける事業運営及び3密を避けるよう利用者への啓発・指示</p> <p>3 利用者の把握・記録（体育施設・公民館）</p> <p>4 夜間利用の自粛要請（体育施設・公民館）</p> <p>5 学校開放事業の休止</p> <p>【子ども発達支援課（子ども家庭支援センター・児童発達支援センター）】</p> <p>1 利用者へのマスク着用・手指消毒の徹底</p> <p>2 3密を避ける事業運営（ひろば事業の一部縮小を含む）及び3密を避けるよう利用者への啓発・指示</p> <p>3 利用者の把握・記録</p> <p>【児童育成課（保育園・学童クラブ）】</p> <p>1 消毒液の確保・配布</p> <p>2 マスクの確保・配布</p> <p>3 感染予防対策について施設への情報提供・指示</p> <p>4 感染防止対策について保護者対応への情報提供・指示</p> <p>5 3密を避ける事業運営について施設への指示</p> <p>6 不要不急の事業（イベント・会議等）の中止・延期の指示</p> <p>7 検温の徹底</p> <p>【高齢障がい課】</p> <p>委託事業等について感染防止への取組みの依頼を行う。（障がい者支援係）</p> |
| <p>(3) 施設の使用制限 ※令和3年1月7日付け東京都における緊急事態措置等に基づく</p> | <p>緊急事態宣言下では、特措法に基づき、都知事が学校、保育園等の施設に対して、施設の使用制限の要請や指示を行う場合がある。</p> <p>【内容】</p> <p>市内公共施設は原則 20 時閉館。 ・令和3年2月8日（月）0時～3月7日（日）24 時</p> | <p>【地域活性課】</p> <p>地域センター・地区センター</p> <p>原則 17 時閉館、夜間利用枠（18 時～21 時 30 分）の貸出中止 ※上和泉地域センター体育館 E 区分（19 時～21 時 15 分）貸出中止 エコルマホール （期間内の）新規の夜間貸出中止 窓口のみ 19 時まで営業</p> <p>【健康推進課】</p> <p>あいとびあセンター（20 時閉館）</p> <p>【子ども発達支援課（子ども家庭支援センター・児童発達支援センター）】 施設としては閉鎖。※虐待等緊急時の相談、対応等は行う。そのうえで、</p> <p>1 利用者への周知・連絡</p> <p>2 職員の服務対応</p> <p>3 施設の維持管理を行う。</p> <p>【児童育成課（保育園・学童クラブ）】 家庭保育の協力要請。そのうえで、</p> <p>1 市内施設への通知・対応依頼</p> <p>2 保護者（公立）への通知</p> <p>3 問い合わせ対応</p> <p>4 市外施設への通知・対応依頼</p> <p>5 受託児のいる自治体への対応確認・調整</p> <p>6 市外通園保護者の問い合わせ対応</p> <p>7 保護者自宅保育日数の確認</p> <p>8 保育料・給食費・育成料の減額手続きを行う。</p> <p>【社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>1 体育施設、社会教育施設の制限開館又は休館</p> <p>2 夜間利用制限</p> <p>(1) 市民総合体育館及び西和泉体育館 団体・個人ともに夜間枠（18 時 45 分～21 時）の貸出中止 トレーニング室等は 20 時までの利用制限</p> <p>(2) 中央公民館・西河原公民館</p> | |

| | | | |
|------------------|---|--|---|
| | | | <p>18 時閉館</p> <p>夜間枠（18 時～21 時 30 分）の貸出中止</p> <p>※西河原公民館図書室の木・金曜日は、閲覧利用は 17 時 15 分まで</p> <p>予約貸出対応は 18 時まで</p> <p>(3) 中央図書館</p> <p>閲覧利用は 17 時 15 分まで</p> <p>予約貸出対応は 20 時まで</p> |
| | (4) イベント、催し物等の開催制限 ※令和 3 年 1 月 7 日付け東京都における緊急事態措置等に基づく | <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以下の要件に厳格化（あわせて、20 時以降の営業時間短縮の協力依頼） ・令和 3 年 2 月 8 日（月）0 時～3 月 7 日（日）24 時 | <p>【地域活性課】</p> <p>イベント・催物等の中止及び延期</p> <p>【高齢障がい課】</p> <p>市営施設並びに包括支援センター（高齢者支援係）</p> <p>【社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>イベント等の規模・内容等に応じて各所管で実施の有無を判断する。なお、実施に当たっては、より一層の感染防止対策を講じる。</p> |
| | (5) 郵送による手続きの呼びかけ | 市への各種申請等手続きについては、可能な限り郵送による方法を認めるとともに、郵送による方法を積極的に促し、利用者の外出機会を減らすことにより感染機会を減らすことに配慮する。市の実施要綱等の規定に基づく各種申請・更新等の手続きについて、申請期限等の延長について検討し、可能な限り市民が外出しなくて済むような措置を講じる。 | <p>【政策室】</p> <p>郵送等による方法が可能な手続きを関係各課に調査し取りまとめ周知する。申請期限等の延長については関係各課からの相談に応じ検討する。</p> <p>【高齢障がい課】</p> <p>介護保険認定更新対象者に対し認定の有効期間を原則 12 か月延長</p> <p>【福祉政策課、高齢障がい課、保険年金課】</p> <p>各種手続きについて郵送による方法を促進</p> |
| | (6) 徒歩、自転車移動、時差出勤の呼びかけ | 従業員に対し、混雑しやすい朝の出勤方法について、時差出勤のほか、徒歩や自転車等による出勤について、事業者呼びかける。 | <p>【地域活性課】</p> <p>商工会と連携し必要に応じて広報媒体やコマラジ等を活用した時差出勤等の呼びかけを行う。</p> <p>【高齢障がい課】</p> <p>事業者への通知及び職員のテレワーク等の推奨・体制整備を行う。</p> |
| 予防接種 | | 政府による基本的対処方針の変更を踏まえ、ワクチン供給が始まり次第、接種手引きに基づき、特措法第 46 条で規定する予防接種法第 6 条第 1 項に基づく臨時の予防接種を実施する。 | <p>【新型コロナ予防接種室、秘書広報室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種の目的や優先接種の意義等をわかりやすく伝えるとともに、接種順位について理解を求める。 ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、わかりやすく伝える。 ・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法等の周知を行う。 |
| 市民生活及び経済活動の安定の確保 | (1) 食糧・生活必需品の安定供給 | 都と協力し、業界団体、市内事業者等に安定供給を要請する。また、買占め及び売惜しみが生じないように要請するとともに、市民に対しては、消費者として、食糧品・生活必需品の購入にあたって、買占めを行わない等適切な行動を呼びかける。 | <p>【安心安全課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安心安全情報メールで呼びかけ 2 災害用備蓄食料等の供給 3 協定締結事業者との連絡調整 <p>【地域活性課】</p> <p>商工会と連携し必要に応じて市内事業者等に安定供給を要請するとともに、広報媒体やコマラジ等を活用した適切な消費行動を呼びかける。</p> |
| | (2) 要配慮者への支援、食糧品等の提供 | 介助等がなければ日常生活ができない独居高齢者や障がい者等について、国、都、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等と連携し、安否確認をはじめ、必要な生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 | <p>【高齢障がい課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ出し支援の方法を変更の上継続（高齢者支援係） 2 支援を必要とする高齢者や障がい者等について、関係機関、事業者等と連携し、必要に応じて市職員も関わり、個別の状況に応じた安否確認や必要な支援を継続する（特にDVや虐待のケース等は重点的に支援）。また、支援の継続が困難となった場合において、他事業所との引継ぎ調整を行う。 |
| | (3) ごみ収集、ごみ処理業務の継続 | 公衆衛生の観点から、ごみ収集業務を継続するとともに、多摩川衛生組合にごみ処理業務の継続を要請する。ごみ収集能力の推移により、ごみの収集回数等について見直しを行い、市民等にごみの排出抑制への協力を要請する。 | <p>【清掃課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収集運搬委託事業者の業務遂行体制と多摩川衛生組合のごみ処理体制の確認 2 収集処理能力の推移により、可燃ごみの収集運搬を最優先して収集品目を見直し、市民等にごみ排出抑制の協力を依頼 3 業務に従事する職員が原則として重ならない班体制とし、事業の継続性を確保 |
| | (4) 下水道業務の継続 | 都と連携し下水道事業が停止することのないよう業務の継続を図る。 | <p>【下水道課】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都流域下水道本部に森ヶ崎水再生センターの稼働状況と運営体制の確認 2 狛江ポンプ場管理委託先にポンプ場の稼働状況と運営体制の確認 |

| | | |
|----------------|--|--|
| | | 3 業務に従事する職員が原則として重ならない班体制とし、事業の継続性を確保 |
| (5) 遺体の安置、火葬 | 都の火葬体制を踏まえ、近隣市、事業者等と連携し域内における火葬が適切に実施できるよう調整を行う。 | <p>【福祉保健部】</p> <p>原則として、専門業者を通じて医療機関から直接、火葬場へ搬入する。この対応が困難となった場合には、</p> <p>①市で実績のある葬祭業者へ依頼し、遺体の安置と火葬を依頼</p> <p>②「①」の対応が困難となった場合には、地域防災計画も参考に、一時的な安置場所の検討・調整を行う。</p> |
| (6) 市役所機能の維持継続 | 市職員の出勤率が低下した場合も、市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な業務を維持継続するため、不急業務の縮小・休止及び人員配置等を内容とする事業継続計画を適用する。 | <p>【職員課】</p> <p>1 ローテーションによる機能消滅のリスク回避</p> <p>2 妊婦等のハイリスク職員出勤の優先停止</p> <p>3 在宅勤務の状況把握</p> |
| (7) 地域医療 | 粕江市医師会と連携し、流行状況及び患者数を注視し、休日診療等の維持に努める。地域における診療体制について、医師会及び都と連携しながら調整を図る。 | <p>【健康推進課】</p> <p>発熱外来窓口設置の検討</p> |